

公益財団法人山口きらめき財団行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1 所定外労働を削減する。

[対 策]

- 令和3年4月～
○水曜日をノー残業デーとする取組の徹底を図る。
- 令和3年4月～
○業務の見直しを行い、事務の効率化を図る。

目標2 年次有給休暇の取得を一人当たり平均年間12日以上とする。

[対 策]

- 令和3年4月～
○年休の取得状況を把握し、必要に応じて取得目標の周知徹底に努める。
- 令和3年4月～
○誕生日等のメモリアルデーでの年休取得を勧める。
- 令和3年4月～
○取得日数の少ない職員の実態を把握し、状況に応じて助言や業務分担の見直しなどを行う。